

輪島市監査公表第 28 号

輪島市長より、平成24年1月20日付発輪監査第242号の監査結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成24年11月 8日

輪島市監査委員 湊

良作



輪島市監査委員 中山

勝





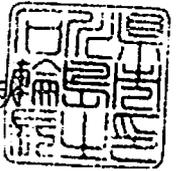
総 第 6 8 6 号

平成 2 4 年 1 1 月 5 日

輪島市監査委員 湊 良作 様

輪島市監査委員 中山 勝 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関

総務課

監査執行年月日 平成24年 1月 6日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>区長の位置付けについて</p> <p>区長は、日頃行政から多種多様な業務を任されているが、区長の担う役割や位置付けを明確に示したものが無いようである。行政改革が進むにつれて、区長に更なる労働力を求める必要が出てくると思われる。今後の在り方として、他市町の状況を参考とし、何らかの対策を検討していただきたい。</p>	<p>少子高齢、過疎化が進む中、区長又は町内会長（以下「区長等」という。）から、地域の意見を集約したご要望を多種多様多岐にわたって賜っております。</p> <p>安心して住み続けられる地域づくりを実現する上で、地域を代表されておられます区長等の協力は欠かせないのが現状であります。</p> <p>また、国、県などを含めた行政からの周知伝達事項も複雑な社会情勢から増加傾向にあり、配布物も毎月のようにあるのが現状であります。</p> <p>このような状況を踏まえ、まずは区長等の代表者が組織しております、輪島市区長会長会との意見交換を行い、区長等の役割について検討して参ります。</p>	<p>措置方針</p>